



暑中お見舞い
申し上げます

ハンズ通信

編集発行

TOUGH SHOP 広島
代理店 株式会社ハンズ

〒730-0051
広島市中区大手町3丁目7-2
TEL. 082(544)6311
FAX. 082(544)6312

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

10日・山の日

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月11日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31



セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金) 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている事業者を対象に、中小企業は7億2,000万円(小規模事業者等4,800万円)を限度に日本政策金融公庫が行う融資制度。新型コロナウイルス感染症を踏まえ、要件を緩和した特例措置が行われています。

二〇〇万円減少するとしてします。売掛と手形だけに限定して考えれば、売掛金・受取手形の額（八四〇万円）と買掛金・支払手形の額（二六四万円）の差額である五七六万円だけ資金は少なくて済む計算です。

しかし現実には、売上が減少するような事態では赤字となつてきます。売上が減少するまでは、なんとか赤字は出していなかったとしても、これまで二〇〇万円の（減少した）売上でカバーしてきた経費一四〇万円分前後の赤字が予想されます。売上の減少に見合つて原材料の仕入は少なくなつてきますが、その他の諸経費は同じように掛かるからです。

表3の事例では、企業努力により経費を節減し、三カ月後には赤字を解消する前提で、赤字の額を四二〇万円とみています。

また、割引手形がマイナスとなつているのは、売上が減少し、割り引く手形も少なくなるからです。そして、このような状態では、すでに手形は全額割引しているからです。

〈表2〉売上が増加するときの必要運転資金

販売条件

- ① 売上は、月 200 万円増加する見込み
- ② 売掛金の期間は、1.5 カ月（月末締め、翌月末支払い）
- ③ 売掛金の決済は、現金 10%、受取手形 90%、手形のサイトは 3 カ月

仕入条件

- ① 原材料費は売上の 30%
- ② 買掛金の期間は、1.7 カ月（毎月 25 日締め、翌月末支払い）
- ③ 買掛金の決済は、現金 10%、支払手形 90%、手形のサイトは 3 カ月

売掛金	300	増加額	200 × 売掛期間 1.5 カ月
受取手形	540	増加額	200 × 手形での受取る割合 90% × 受取手形サイト 3.0 カ月
計 (A)	840		
買掛金	102	材料の仕入増加額 (売上増) 200 × 原材料費率 30% × 買掛期間 1.7 カ月	
支払手形	162	仕入増加額 (売上増 200 × 30%) × 手形で支払う割合 90% × 支払手形サイト 3.0 カ月	
計 (B)	264		

(単位：万円)

必要運転資金 = (A) - (B) = 576 万円

(注) 売掛金や買掛金の平均滞留期間 (サイト) は、最長日数と最短日数との平均で算出する。

例えば原材料費の場合、今月末に決済されるのは前々月の 26 日の仕入 (掛け期間は 2.2 カ月) と前月 25 日の仕入です (この買掛期間は、前月 26 日から当月末までの 1.2 カ月)。(2.2 カ月 + 1.2 カ月) ÷ 2 = 1.7 カ月

〈表3〉売上が減少するときの必要運転資金

売掛金	- 300	減少額	200 × 売掛期間 1.5 カ月
受取手形	- 540	減少額	200 × 手形での受取る割合 90% × 受取手形サイト 3.0 カ月
計 (A)	- 840		
買掛金	- 102	材料の仕入減少額 (売上減) 200 × 原材料費率 30% × 買掛期間 1.7 カ月	
支払手形	- 162	仕入減少額 (売上減 200 × 30%) × 手形で支払う割合 90% × 支払手形サイト 3.0 カ月	
割引手形	- 540	受取手形の減少から割引する手形がない	
長期借入金の返済	- 300	1 年間の返済額 (仮定)	
赤字額	- 420	140 (売上 200 - 原材料 60) × 3 カ月	
計 (B)	- 1524	これまで赤字が出ない程度であったが、売上減から赤字となる	

(単位：万円)

必要運転資金 = (A) - (B) = 684 万円

再確認したい

新型コロナウイルス税法等の緊急経済対策に伴う税制措置のポイント



新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策における税制上の措置として、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（新型コロナウイルス税法）及び地方税法等の一部を改正する法律が四月三十日に成立し、同日公布・施行され各種施策が実施されています。

また、前記の法律改正とは別に、テレワーク等のための中小企業の設備投資税制や固定資産税の特例措置の拡充・延長の手当も合わせて行われています。

ここで改めて、中小企業者等に関するものを中心に再確認してみます。

1 納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で多くの事業者等の収入が減少していることを踏まえ、

令和二年二月一日から三年一月三十一日までに納期限が到来するほぼすべての国税・地方税について、納期限から一年以内の期間に限り、その納税が無担保かつ延滞税なしで猶予される特例が創設されています。

特例の要件は、今年二月以降の任意の期間（一カ月以上）において、納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合に於いて、納期限が同日以後に到来する国税等を一時に納付することが困難であると認められるとき、とされています。

この「相当な収入の減少」とは、前年同期比で概ね二〇%以上の減少をいいます。

今回の特例では、対象期間の損益が黒字でも、またフリーランスを含む事業所得者等も、収入減少などの要件を満たせば特例を適用できます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

法人の令和二年二月一日から四年一月三十一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、資本金一億円超一〇億円以下の法人（※）にも、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を認める特例が実施されています。

※ 大規模法人（資本金の額が一〇億円超の法人など）の一〇〇%子会社及び一〇〇%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う飲食業者等の食材の廃棄損、施設や備品などを消費するために支出した費用などは「災害損失欠損金」に該当します。

3 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることで、消費税の課税期間

の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能とされています。

具体的には、令和二年四月三十日以後に申告期限が到来する課税期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和二年二月一日から三年一月三十一日までの期間内で、一カ月以上の任意の期間の収入が前年同期比概ね五〇%以上減少し、かつ、その課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合が要件とされています。

なお、特例の適用を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を二年間継続する必要はありません。

4 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合は、中小企業経営強化税制の適用を受けることができます。

具体的には、事業プロセスの遠隔操作、可視化、自動制御御化を可能とする設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営

〈表1〉テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

経済産業省資料

類型	従来の中企業経営強化税制		拡充
	生産性向上設備	収益力強化設備	デジタル化設備
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	①経営強化法の認定 ②遠隔操作、可視化、自動制御のいずれかに該当する設備
対象設備	◆機械・装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置 ◆工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
税制措置	即時償却又は7%税額控除（資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%）		

※中小企業者等の要件を満たすNPOや社会福祉法人等も本税制の対象

力向上計画に基づきデジタル化設備を取得等した場合、設備の即時償却又は税額控除が受けられます（表1）。

5 償却資産等に係る固定資産税・都市計画税の軽減

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和三年度課税の一年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が二分の一又はゼロとされます（表2）。

なお、令和三年一月三十一日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した場合に適用されます。

6 固定資産税の特例措置の拡充・延長

中小企業が新たに投資した設備については、自治体の条例に沿って投資後三年間、固定資産税がゼロ以上二分の一以下で市町村が定める割合とされる固定資産税等の軽減措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援す

る観点から、適用対象に事業用家屋と構築物を追加するとともに、適用期限が令和五年三月三十一日まで延長されました。新たに対象とされた事業用家屋は、取得価額の合計額が三〇〇万円以上の先端設備等とともに導入されたもの、また構築物は、旧モデル比で生産性が年平均一%以上向上することが要件です。

7 その他

・新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和二年十二月三十一日までに居住の用に供

〈表2〉減額対象と減額幅

経済産業省資料

令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上 50%未満	➡ 2分の1
50%以上減少	➡ 全額

することができなかつた場合等については、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものとみなし、住宅ローン控除が受けられる適用要件の弾力化が図られています。

・公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対する特別な貸付けに係る契約書の印紙税が非課税とされています。

・政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権の放棄を令和二年二月一日から三年十二月三十一日までの間にした場合には、放棄した金額（上限二〇万円）について寄附金控除（所得控除又は税額控除）が適用できます。

・自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を一%軽減する特例措置の適用期限を六カ月延長し、令和三年三月三十一日までに取得したのも対象となります。

平均賃金の概要と算出方法



労働基準法では、一定事由が生じたときに支払う手当や補償額などを算出する際の基準になるものとして「平均賃金」が規定されています。

今回は、平均賃金を用いるのはどのようなときか、また、具体的な算出はどのように行うのかをご説明いたします。

一 平均賃金の算定事由

労働基準法において、平均賃金は次の事由が生じたときに用います。

(一) 解雇予告手当(同法二〇条)

① 原則

労働者を解雇する場合の解雇予告に代えるときは、平均賃金の三十日分以上を支払わなければなりません。

② 予告日数の短縮

予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる(例えば、解雇日の二十日前に解雇予告をし、十日

分の解雇予告手当を支払う等)とされています。

(二) 休業手当(同法二六条)

① 原則

使用者の責めに帰すべき事由により労働者を休業させる場合、一日につき平均賃金の六割以上の手当を支払わなければなりません。

② 一部休業のとき

一日のうち一部を休業させた場合は、労働した時間の割合で賃金が支払われている場合であっても、その額が平均賃金の六割に達しないときは、平均賃金の六割と実際に支払われた賃金額との差額を支払う必要があります。

(三) 年次有給休暇中の賃金(同法三九条)

年次有給休暇中の賃金は、次のうちいずれかを就業規則等に定め、それに基づき算出します。算出方法の一つとして平均賃金を用いられます。

① 平均賃金

② 所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金

③ 健康保険法の標準報酬日額(標準報酬日額を用いるときは、労使協定の締結が必要です)

④ 災害補償(同法七六条から八二条)

労働者が業務災害を被ったときに、平均賃金を用いて労働者に対する補償額を算出します。

例えば、休業補償は一日につき「平均賃金の六割」、障害が残ったときは障害の程度に応じた一時金として「平均賃金の五〇日分から一三四〇日分」、死亡災害が発生したときの遺族への補償は、「平均賃金の千日分」のように災害補償額を算出します。

ただし、同一の業務災害に対し、労働者災害補償保険法による災害補償が行われるときは、使用者は、災害補償の責任を免れることとされています(同法八四条)

⑤ 減給制裁の制限額(同法九一条)

労働者が違反行為をしたこと

とに対して減給による制裁を行うときは、「その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の一〇分の一を超えてはならない。」とされ、違反行為一回あたりの減給額の上限を求める際に平均賃金を用います。

二 平均賃金の計算

(一) 原則の計算方法

平均賃金は、「これを算定すべき事由の発生した日以前三か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額」とされています(同法一二条)。

式に表すと「三か月間の賃金総額/三か月間の暦日数」となります。

それでは個別の注意点等を見ていくことにします。

① 「算定すべき事由の発生した日」

- 各事由の算定事由発生日は、次の日をいいます。
- 解雇予告手当：労働者に解雇の通告をした日
- 休業手当、年次有給休暇中

の賃金：休業日、年次有給休暇取得日（二日以上以上の期間にわたる場合は、その最初の日）

- ・ 災害補償：事故発生日または診断によって疾病が確定した日
- ・ 減給の制裁：制裁の意思表示が相手方に到達した日

② 「以前三か月」

算定事由の発生した日は含まず、その前日から遡って三か月の賃金額と日数を使用します。賃金締切日がある場合は、直前の賃金締切日から遡って三か月となります。

賃金締切日に事由が発生した場合は、その直前の締切日から遡及します。

③ 「賃金の総額」

原則として、三か月間に支払われたすべての賃金額を用います。

年次有給休暇中の賃金や通勤手当（六か月通勤定期など複数月分が払われているときは、その月数で除して一か月ごとに支払われたものとして算出）等も含まれ、また、現実に支払われた賃金のほか賃金の支払いが遅れている場合は、未払い賃金を

を含めて計算します。

なお、次の賃金については賃金総額から控除します。

- ・ 臨時に支払われた賃金（結婚手当、私傷病手当、加療見舞金、退職金等）
- ・ 三か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

なお、賞与であっても三か月ごとに支払われる場合は平均賃金の計算に含まれます

・ 労働協約で定められていない現物給与

④ 「その期間の総日数」

計算式の分母は、「実労働日数」ではなく「歴日数」を用いる点にお気を付けください。

例えば、四月一日から六月三十日の三か月間の平均賃金を求めるときは、分母に九一日（三十日+三十一日+三十日）を用いて算出します。

したがって、三か月間の給与総額が同額でも、算出月により平均賃金が異なることがあります。

⑤ 賃金と日数の除外

平均賃金の算定をする三か月間に次の期間がある場合は、その間に支払われた賃金額と日数を

を除いて算出します。

- ・ 業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業した期間
- ・ 産前産後休業期間
- ・ 使用者の責めに帰すべき事由によって休業した期間
- ・ 育児、介護休業期間
- ・ 試みの使用期間

(二) 最低保障

賃金が時間額や日額、出来高給で決められ労働日数が少ない場合には、平均賃金が著しく低くなるため、最低保障の計算も定められています。

最低保障の金額は「三か月間の賃金総額／三か月間の労働日数×六〇％」により求め、(一)の原則どおりの計算式と(二)の最低保障による計算式により求めたもののうち、いずれか高い方がその者の平均賃金とされます。

最低保障の計算式は、分母に「歴日数」ではなく「労働日数」を用いることと、「賃金総額／労働日数」で求めた額の「六〇％」としていることが注意点です。

(三) 端数処理

平均賃金を算出する際に、端数が生じたときは「銭未満を切

捨て」します。

また、それにより求めた手当額等に円未満の端数が生じたときは、「五〇銭未満を切り捨て、五〇銭以上を切り上げ」します。

(四) 計算例

平均賃金とそれを用いた休業手当の計算を行ってみましょう。

〈事例〉・ 8月25日に使用者の都合により休業をさせた(休業手当支払い)

・ 月給 275,000 円、通勤費 6,330 円、賃金締日は 20 日

平均賃金 $843,990 \text{ 円} \div 92 \text{ 日} = 9,173 \text{ 円 } 8043 \dots \rightarrow 9,173 \text{ 円 } 80 \text{ 銭}$

※ 「843,990 円」と「92 日」の内訳

5/21 ~ 6/20 (31 日) …281,330 円

6/21 ~ 7/20 (30 日) …281,330 円

7/21 ~ 8/20 (31 日) …281,330 円 合計 843,990 円、92 日

休業手当 1 日あたり 5,504 円以上 (円未満四捨五入)

※ 内訳 $9,173 \text{ 円 } 80 \text{ 銭} \times 0.6 \times 1 \text{ (休業日数)} = 5,504.28 \text{ 円}$

※ 「0.6」…休業手当は平均賃金の 6 割以上 [本文(一)参照]

事業継続力強化計画認定制度

自然災害などにかかる防災・減災対策に取り組む中小企業が、その取組を「事業継続力強化計画」としてとりまとめ、経済産業大臣が認定する制度で、昨年7月から開始されています。

同計画の記載項目は、事業継続力強化計画基本方針に沿って、①計画の目標、②ハザードマップなどを活用した自然災害などにおけるリスクの認識と被害想定策定、③発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定、④ヒト・モノ・カネ・情報などを守るための事前対策、訓練などの実行性の確保に向けた取組などを記載します。また、複数の中小企業が連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」の認定を受けることもできます。

同様のものとしてこれまでもBCP（事業継続計画）がありましたが、計画の策定が難しく企業からハードルが高いと認識さ

れ、浸透しませんでした。これを教訓に真に必要な部分だけでも、事前対策の計画に取り組んでもらうためにできたのが同計画の認定制度で、申請書はA4で4枚程度と比較的簡易なもので申請することができるようになりました。

認定を受けた中小企業には、金融支援として低利融資、信用保証枠の拡大等のほか、補助金（ものづくり補助金、持続化補助金）の優先採択が、税制措置としては防災・減災のために取得等をした自家発電機、排水ポンプ等の「機械装置」や、制震・免震ラック等の「器具備品」、防火シャッターや排煙設備等の「建物附属設備」について特別償却制度が適用されます。また、認定されると、中小企業庁のホームページ上に地域ごとにファイルを分け、都道府県別のシートに事業者名が公表されるほか、認定ロゴマークを活用でき、会社案内や名刺での認定のPRが可能です。

なお、今年4月末日時点での計画の認定件数は累計5,920件に達しています。

トキ消費

「モノ消費」、「コト消費」の次の潮流は「トキ消費」ではないか、と大手広告会社のH社は指摘します。

同社は「トキ消費」を“同じ志向を持つ人たちと一緒に、その時（トキ）、その場でしか味わえない盛り上がりを楽しむ消費”と定義しています。

例えば、札幌のヨサコイ祭り。見知らぬ各人、各団体が集まり、見知らぬ同士でも一緒に記念撮影などをして盛り上がりを共創します。

2010年代、ソーシャルメディアが浸透すると、様々な体験がインターネット上で受発信可能に。まるで誰かの体験でも、自分でも体験したい、できそうだという環境が生じてきました。そして、その体験を疑似的なものに終わらせたくない、その時その場に存在することに新たな価値を見出します。

今後、「トキ消費」は発展していくと思われれます。

非常識の力

自分たちの信じている常識以外のことを、**非常識**、といいます。そして、**非常識**には、その存在を知っていても好ましいことを認めたくない意識がある。要するに、常識とは過去の成功事例の集まりのことです。あくまでも過去の成功であって、現在や未来の成功ではありません。従って、世の中の価値観が変われば、もはや成功と言えない

くなることも出てきます。「良い会社である」、「社員に勤勉な者が多い」、**常識の塊**のように全員が揃って働く…。この良い会社には、すでに世の中に広く存在しているものが多く、新たな価値観を盛り込めるでしょうか。さらに、失敗しても常識の範囲内での処理で原因がよく分からない。**非常識**を認めてこそ、次の時代を切り開く力を持つのではないのでしょうか。